

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	高橋伸行君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	栗本純治君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	衣斐修君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第3 議第37号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

日程第4 議第38号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議第39号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第6 議第40号 塵芥収集車の取得について
- 日程第7 議第41号 垂井町新庁舎実施設計業務請負契約の締結について
- 日程第8 議第42号 新桜橋歩道橋（上部工）整備工事請負契約の締結について
- 日程第9 議第43号 垂井町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結について
- 日程第10 議第44号 農業委員会委員の任命について
- 議第45号 農業委員会委員の任命について
- 議第46号 農業委員会委員の任命について
- 議第47号 農業委員会委員の任命について
- 議第48号 農業委員会委員の任命について
- 議第49号 農業委員会委員の任命について
- 議第50号 農業委員会委員の任命について
- 議第51号 農業委員会委員の任命について
- 議第52号 農業委員会委員の任命について
- 議第53号 農業委員会委員の任命について
- 議第54号 農業委員会委員の任命について
- 議第55号 農業委員会委員の任命について
- 議第56号 農業委員会委員の任命について
- 議第57号 農業委員会委員の任命について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、12番 栗田利朗君、13番 丹羽豊次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これにより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（角田 寛君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計決算認定について

○議長（角田 寛君） 日程第2、議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、総務産業建設委員会の審査が終了しておりますので、これにより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 安田功君。

〔総務産業建設委員長 安田功君登壇〕

○総務産業建設委員長（安田 功君） おはようございます。

ただいま議題となりました議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計決算認定について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今定例会第1日の会議において本委員会に付託された後、6月6日に委員会を開催し、担当所管から決算書について説明を聴取するなどして慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会といたしましては、認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（角田 寛君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告どおり認定されました。

日程第3 議第37号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第37号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議第37号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第38号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

○議長（角田 寛君） 日程第4、議第38号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

[挙手する者あり]

13番 丹羽豊次君。

[13番 丹羽豊次君登壇]

○13番(丹羽豊次君) ちょっと一、二お尋ねしたいと思います。

反対するものではございませんが、歳入の1ページ、今度の国庫補助金、また繰越金についてちょっとお尋ねします。

今回、財源更正されまして、国庫補助金1,143万9,000円を一般会計から出されるわけでございますが、ただ予算査定が2月から3月にかけて29年度予算が作成されておると思うんです。新年度になって3カ月足らずで国の補助金が1,100万円少なくなったと、この予算書ではなっておるんですが、ただ新年度になって二、三カ月で国から補助金がかんだけ少なくなったという理由と、いつ内示変更があったのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思っております。

それと、あとこの予算で、繰越金2,784万2,000円で収支バランスをとっていただいておりますが、やはり5月末に決算を調製されまして会計管理者は町長のほうへ書類を出されたと思うんですが、繰越金は幾らになっているのか、ちょっとお尋ねしておきます。

今回、この予算で新年度で2億7,000万円ほど繰越金は使っているわけでございますので、あと補正財源が少ないわけですね。そんなような形でございますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、それと新庁舎の西側の用地購入費700万円ですが、これは私は用地費で土地開発基金とか財政調整基金のほうから出されることによって、この繰越金は少なくなってくると思うんですが、その辺の関係をちょっとお尋ねしておきます。以上です。

○議長(角田 寛君) 建設課長 山口哲司君。

[建設課長 山口哲司君登壇]

○建設課長(山口哲司君) 丹羽議員の御質問にお答えさせていただきます。

内示額がいつ来たのかということでございますが、今回、内示額につきましては、3月31日、メールにて県の担当者から報告がございました。傾向といたしまして、今回、国の予算につきましては、国の予算額より全国の県・市町村の交付申請が多くなりまして、配分額が調整されました。また、今年度の重要事業につきましては、橋梁の老朽化対策、それから通学路の安全対策に重点配分されたことによりまして、私どもが申請をしておりました道路整備、また道路補修につきましては交付額が少なくなり、配分されたことにより減となったわけでございます。

今後、国の動向を検証しながら申請並びに要望を行って、しっかりと要望してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

私のほうから内示額についての説明とさせていただきます。

○議長(角田 寛君) 会計管理者 栗本純治君。

[会計管理者兼会計課長 栗本純治君登壇]

○会計管理者兼会計課長(栗本純治君) 丹羽議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

いと思います。

28年度は、5月末をもちまして内容を確認いたしまして、最終的に一般会計でございますが、繰越金等々でございますが、4億5,429万2,909円ということで、繰越明許の分は除きましてこの金額になるということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問のうち、最後にございました用地費の取得に関して公社等を使ったらどうかというような御提言でございましたけれども、基本的に用地につきましては、協議の結果こうしてまとまったところでございまして、この土地につきましてはすぐ工事にかかり、あるいは利用していくということでございます。

公社等を使えば、どうしても公有地の確保という観点から将来に見越して確保する場合、あるいは事業を行う場合に公社等を使うわけでございますが、そういった取得地に対しまして、いずれやはり一般会計から買い戻すという形になってまいりますので、それを今やるか後にやるかということでございますので、この庁舎の場合につきましてはすぐ利用していくという、目の前に迫っておるといふ観点からいけば、今回一般会計のほうで処理することが妥当と判断しまして、今回の用地費に盛り込んだところでございます。よろしく御理解賜りたいと思ひます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 1点ちょっとお尋ねをいたします。

初日に提案され補足説明があったわけなんですけど、民生費の歳出で老人福祉費につきましては、老人福祉施設防犯対策強化事業補助金ということで2施設からあったと、いわゆる施設名まで教えていただきましたが、次の8ページの農林水産業費の農業費の農業構造改善費の負担金、補助及び交付金で、高性能農業機械導入補助金、財源の振りかえなんですけれども、2団体ということでございました。当初予算でいろいろと御説明をいただいております、高性能農業機械と元気な農業産地と2つありますのでいろいろあれなんですけど、伊吹のトラクターとかファームランドのコンバインとか不破北部のコンバインとか平尾倉庫とか表佐のコンバインとかいろいろあったんですけど、2団体というだけでありまして、一体どこの施設・機械なのかちょっとわからないもんですから教えていただきたいんですけど、実は農業団体のほうから私のほうに話がありまして、表佐のアグリなんですけれども、コンバインを町の補助金で当初はいけるということだったんですけど、今度県費のほうに切りかわったのでということですが、このコンバインは麦用のコンバインでありました。ところが、麦の取り入れはもう既に終わってしまっているんですけど、何か機械は入っておるらしいんですけど、私もちょっと県の補

助金ですので、指令前着工とか補助金の認可とか、そこらあたりがあるのでちょっと我慢してもらえないかというお話はしたんですけども、そこらあたり、どうもうまく営農団体との連絡がいていなかったように思いますので、そこらあたり、やはり徹底をしていただきたいのと、果たしてこれが表佐のアグリのが1台入っているのかどうか確認をさせていただきます。お願いします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 山田議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず2件でございますが、農事組合法人表佐アグリのコンバインと栗原ファームのトラクターの2件が今回県補助の対象になりました。先ほど御質問がございましたように、なぜ使えないんですかということなんですが、やはり県の補助金を採用する以上、県の手続に沿って手続を進めていくというところがございます。

また、新年度に入ってから採択の決定となっておりますので、どうしても麦等の刈り取りに間に合わないという事実は確かにございます。今後、地元の営農組織には営農組合連絡協議会等を通じまして、機械の購入の計画を出していただくというような形で徹底していきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 答弁ありがとうございました。

営農団体のほうは物がありますので、どうしても使いたいという意味はよくわかりますが、そこらあたりは町のほうで営農団体から要望があったのを採択していただいたのは喜んでおりますのであれなんですけれども、何せ団体としては、町の補助金であろうが県の補助金であろうが、使いたいというものがあれば使いたい心情なんですね。そこらあたりをしっかりとやっぱりお話をしていただければありがたいかと存じますが、それだけで答弁は結構ですのでよろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第39号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（角田 寛君） 日程第5、議第39号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議第39号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第40号 塵芥収集車の取得について

○議長（角田 寛君） 日程第6、議第40号 塵芥収集車の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第40号 塵芥収集車の取得について提案理由を御説明申し上げます。

塵芥収集車を取得するに当たり、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町表佐字西小柳4936番地の1、いすゞ自動車中部株式会社大垣支店、支店長 後藤晃が落札いたしましたので、この者と795万3,796円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井

町議決条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第40号 塵芥収集車の取得につきまして、私のほうからは契約に係ります説明をさせていただきます。

あわせまして、お手元にお配りしてございます入札結果表につきましてもごらんいただきたいと存じます。

本契約につきましては、町内を含めまして県内に本店・支店がございます7者により、去る5月19日に指名競争入札を執行いたしました。結果でございますとおり、5者が辞退となっておるところでございますが、第1回目の入札で予定価格に達しましたいすゞ自動車中部株式会社大垣支店が736万8,079円で落札をいたしたところでございます。非課税項目でございます自動車重量税、自賠責保険、自動車リサイクル料金、検査登録手数料等を除きました額に、議案書にもございますとおり消費税を含めまして795万3,796円で、垂井町表佐字西小柳4936番地の1、いすゞ自動車中部株式会社大垣支店、支店長 後藤晃と物件供給契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づきまして議会の議決をお願いいたすものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、平成30年2月28日でございます。

以上、契約関係の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 議第40号 塵芥収集車の取得について補足説明をさせていただきます。

現在、クリーンセンターにおいて3台の塵芥収集車を使用しておりますが、登録の一番古い車両の更新をお願いするものであります。当該車両の登録は平成10年3月18日、経過年数19年、走行距離にしましては29年3月31日現在19万6,317キロでございます。新規取得する塵芥収集車の仕様といたしましては、4トンのキャブオーバー型自動車に回転盤式積み込み、ボディダンプ排出のごみ収集装置を架装するもので、重量8トン未満、210馬力以上、3人乗りという車両でございます。

なお、古い車両につきましては、下取りを仕様の中に加えております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第40号 塵芥収集車の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第41号 垂井町新庁舎実施設計業務請負契約の締結について

○議長（角田 寛君） 日程第7、議第41号 垂井町新庁舎実施設計業務請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第41号 垂井町新庁舎実施設計業務請負契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。

新庁舎の建設につきましては、地方自治法第234条及び同施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約にて愛知県名古屋市中区錦3丁目15番15号C T V錦ビル、株式会社梓設計中部支社、執行役員支社長 中山明宗と7,668万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第41号 垂井町新庁舎実施設計業務請負契約の締結につきまして補足説明をさせていただきます。

本業務につきましては、お手元の見積もり結果表にございますとおり、これまで基本計画、基本設計業務を公募型プロポーザルの審査を経て受託をいたしました設計業者が、その設計意図、あるいは既存建物のデータ、あるいは設計意図を熟知していることなど、その性質または

目的が競争入札に適さないことから、地方自治法第234条及び同法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきまして、去る6月7日付をもちまして同設計業者と随意契約により仮契約を締結いたしたところでございます。

議案書にもございますとおり、消費税を含めまして7,668万円で愛知県名古屋市中区錦3丁目15番15号C T V錦ビル、株式会社梓設計中部支社、執行役員支社長 中山明宗と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、委託期間につきましては、平成30年3月30日でございます。

以上、契約関連の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

[挙手する者あり]

11番 富田栄次君。

[11番 富田栄次君登壇]

○11番（富田栄次君） 議第41号 垂井町新庁舎実施設計業務請負契約の締結について、確認の意味を込めて質問いたします。

まず、国及び地方公共団体が行う契約は入札によることが原則というのは、会計法、また地方自治法でうたわれているわけですが、それを随意契約にされたそれなりの理由が述べられております。ただ、今、プロポーザルにしたからということで、説明が我々としても長くそれに携わっていますからわからないでもないんですが、もう少しわかりやすく説明してもらえないかと思うわけです。というのは、予算決算及び会計令にそういった理由がきちっと具体的に説明できなくてはならないということになっておるとお思いますので、住民にわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

それと2つ目、これも予算決算及び会計令の第99条の6に予定価格の決定としまして、第99条の5に契約者は随意契約によろうとするときは、あらかじめ第80条の規定に準じて予定価格を定めなければならないと、これはそういうことで予定価格を設定されていると思うんですが、どうしても随意契約の場合には競争性がないため落札率が高どまりして予算の無駄遣いとなりやすい、また予定価格の根拠となる価格資料を契約予定者から徴取せざるを得ない場合が多く、今回の場合は梓設計になるわけですが、契約予定者による価格操作が容易で予定価格制度が形骸化しやすいというようなことを国のほうでも述べております。

予定価格の根拠となる価格資料を契約予定者から徴取されたのではないかどうかを確認させていただきたいと思います。というのは、この予定価格を設定するについて、梓設計からということではないかという確認です。

もう一つお尋ねしたいのは、これも99条の6に契約者は随意契約によろうとするときは2人以上の者から見積書を徴さなければならないとあります。ほか、どこから見積書を徴されたか

をお尋ねしたいと思います。

それと、もう一点、契約金額7,668万円ということですが、この予定価格が7,954万8,480円ですから、それ以内ということでは予定価格内ということになりますが、やはりこれも財務省の通達で、その趣旨は競争入札と同じように予定価格内で最廉価、最も安いものと契約すべきであるとなっております。これは何となく高どまりというふうに思うわけですが、そのあたりも具体的にお尋ねしたいと思います。

1つ目は具体的理由、2つ目は価格資料の提供者が誰か、それと見積書を2つ以上とられたのか、4つ目は高どまりじゃないか、そういうような意味合いでお尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 富田議員から4点ほど御質問がございましたが、ちょっと飛ばすかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、具体的な随契の理由、冒頭補足で説明をさせていただきましたが、それ以外にももっと具体的にといったことがございましたのでお答えをしたいと思います。

まず、先ほど申しました実施設計業務につきましては、基本設計業務とは密接不可分であるといったようなことから冒頭補足をさせていただいたわけですが、それ以外にももちろん既存の建物のデータ等々も熟知しておるわけですが、あわせて、そうした熟知している業者と契約を行うことが合理的であるという判断もいたしておるところでございます。その合理的といいますのは、かかります経費についても節減を図ることができるという解釈でございます。

それから、実施設計と基本設計の業務が一連のものとなることによりまして、引き渡し等々の業務に支障が出てまいるのもございます。それは裏返せば責任の所在が非常に不明確になる場合も想定されるわけですが、今回一元化されることによりまして責任の所在も明確になるというものでございます。

それから、もう一つにはスケジュールに沿った期間内での業務の遂行が非常にスムーズにいくという判断もいたしたところがございます。したがって、るるそういった理由から当該業務の性質、目的から競争入札に適さないという判断をさせていただいたところがございますので、よろしく願いいたします。

それから、見積もりは何者からといったお話でございますが、当初から公募型による審査からスタートした業務でございまして、今回1者、梓設計のみから見積もりを徴取しておりますので、お手元の見積もり一覧表にありますとおりでございます。

以上、御回答とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） それでは、再質問いたします。

もう今これ以上いろいろとお尋ねしてもあれだと思しますので、たった1点だけお尋ねします。副町長にお尋ねいたします。これを全部含めまして、法的に抵触していないか、法に触れていないかだけ確認させてください。触れていなければ私も賛成に回ります。答弁をお願いいたします。

高どまりについて答弁を求めたかったんですけども、高どまりのことを云々言ってもどこまでが高いか低いかということになりますので、それだけ回答を求めます。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 今の富田議員の御質問でございます。

法に抵触していないかという、非常にそうやって思われることにつきましては残念な質問でございますけれども、一切そういったことはございませんのでよろしく御理解いただきたいと存じます。

〔挙手する者あり〕

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） ありがとうございます。それだけ言っていただけたらありがたいと思っています。

2つ以上の見積もりをとるということについてはどうでしょうか。再度、お尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 富田議員の再三にわたる質問について、私のほうから答弁させていただきます。

冒頭、総務課長から随意契約の理由について説明したところでございます。今御指摘の2つ以上の見積もり徴取ということでございますが、垂井町の契約規則につきまして随意契約の見積もり徴取についての規定がございます。第30条に見積もり徴取の規定が掲載されておるところでございます。その第30条第2項の第5号見積もり徴取をすることが困難または不適當であると認められるとき、今回の案件につきましては不適當であるというふうに認めておりますので、その規定から見積もり徴取は1者としたところでございますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議第41号 垂井町新庁舎実施設計業務請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第42号 新桜橋歩道橋（上部工）整備工事請負契約の締結について

○議長（角田 寛君） 日程第8、議第42号 新桜橋歩道橋（上部工）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第42号 新桜橋歩道橋（上部工）整備工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町表佐字大持野58番地の2、株式会社郷鉄工所、代表取締役 林直樹が落札いたしましたので、この者と1億3,964万4,000円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第42号 新桜橋歩道橋（上部工）整備工事請負契約の締結につきまして、契約に係ります補足説明をさせていただきます。

今回の工事につきましては、お手元の入札結果表にございますとおり、町内を含めまして県内に本・支店がございます8者により去る5月24日に指名競争入札を執行いたしました。表にございますとおり1者が辞退しておるところにございます。1回目の入札で予定価格に達しました株式会社郷鉄工所が1億2,930万円で落札をいたしたところにございます。議案書にもございますとおり、消費税を含めまして1億3,964万4,000円で垂井町表佐字大持野58番地の2、株式会社郷鉄工所、代表取締役 林直樹と工事請負契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求める

ものでございます。

なお、本工事の完成期限につきましては、平成30年3月12日といたしたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 私からは、建設課所管に关します議第42号 新桜橋歩道橋（上部工）整備工事について補足説明をさせていただきます。

配付資料の上部工一般構造図と照明の参考図をあわせてごらんいただきたいと思います。

昨年度に引き続き、今年度につきましては上部工の施工をまいります。橋梁の種類でございますが、側道橋でございます。設計荷重につきましては、群集荷重の設計となっております。上部工の形式につきましては、計5径間連続中路式鈹桁橋を採用させていただきました。PC橋との比較検討いたしました結果、経済性並びに施工性にすぐれているところとなっております。

仮設方法につきましては、まず地組みにつきましては、トラッククレーンで50トン吊りで施工をまいります。桁につきましては160トン吊りで河川内の高水敷から施工をまいります。

次に、塗装につきましては、景観性の配慮を考えております。まだ決定はしておりません。支承につきましては、免震支承といたします。伸縮装置につきましては、県の設計要領、橋梁要領につきましてゴム系のジョイントといたします。

次に、排水につきましては、歩道面に2%の横断勾配をいたしまして、相川下流方向に排水を集中させていただきます。縦断勾配につきましては、センターから両側に0.8%の勾配をつけ、6カ所から排水をいたします。橋面舗装につきましては、アスファルト舗装を実施してあります。

次に、防護柵につきましては、これも県の橋梁設計要領に基づきまして、地覆、高欄の高さを合わせて1.1メートルといたします。また、防護柵のタイプといたしましては、施工性、経済性、安全性を考慮いたしまして、縦棧タイプといたします。また、色につきましては、上部工とのバランスを考えていきたいと考えております。

次に、裏面の照明の参考図を見ていただきたいと思います。

新設いたします橋側歩道橋の照明といたしまして、単独で設置をまいります。明るさにつきましては、20ルクス以上を確保するため4基設置をまいります。形式につきましては、LEDの照明といたします。また、引き込み柱、分電盤につきましては、電源確保のため歩道橋の南側に新設をいたします。自動点滅器を設置し、照明の自動点滅を制御いたします。

以上にて、工事概要の説明とさせていただきます。

当工事の工期につきましては、平成30年3月12日となっております。段取りよく工事を進め、

工期限内に完成できるよう監理、指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、新桜橋歩道橋（上部工）の整備工事について補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議第42号 新桜橋歩道橋（上部工）整備工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第43号 垂井町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結について

○議長（角田 寛君） 日程第9、議第43号 垂井町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第43号 垂井町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、大垣市浅草3丁目27番地、株式会社日本空調岐阜西濃営業所、所長 日比野理が落札いたしましたので、この者と8,640万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに生涯学習課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第43号 垂井町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結につきまして、契約に係ります補足説明をさせていただきます。

今回の工事につきましては、お手元の入札結果表にございますとおり、県内に本・支店がございました8者により、去る5月24日に指名競争入札を執行いたしました。1回目の入札で予定価格に達しました株式会社日本空調岐阜西濃営業所が8,000万円で落札をいたしましたところがございます。

なお、本工事の落札者決定過程におきましては、本入札が低入札価格調査制度の基準価格を下回る入札となりましたことから、垂井町低入札価格調査制度実施要綱に基づきまして落札者の決定を一旦保留いたし、当該入札者から事情聴取等の調査を行ったところがございます。調査いたしました結果、本工事を行うことにつきまして問題がないと判断いたしましたことから、当該入札者を落札者と決定いたしましたところがございます。

したがって、議案書にもございますとおり、消費税を含めまして8,640万円で大垣市浅草3丁目27番地、株式会社日本空調岐阜西濃営業所、所長 日比野理と工事請負契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いいたしますものがございます。

なお、本工事の完成期限につきましては、平成30年2月28日といたしたところがございます。

以上、契約に係ります補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 生涯学習課長 衣斐修君。

〔生涯学習課長 衣斐修君登壇〕

○生涯学習課長（衣斐 修君） 私のほうからは、議第43号 垂井町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結についての改修内容の補足説明をさせていただきます。

資料といたしまして図面のほうをつけさせていただきましたので、あわせてごらんをいただきたいと思っております。

改修内容は、大ホールホワイエ及び小ホールの空調機を更新するものがございます。2階、3階におきます機械室内の空調機のおさまりや床荷重、あるいはコストなども含めまして検討いたしまして、冷却ヒートポンプパッケージ方式の空調機に入れかえをするものがございます。位置的には、本体、室外機とも設置場所は現状のままということで、図面右、大ホールホワイエ用の本体がホワイエ上3階に、室外機につきましては図面上左上になります2階北側のほうに、小ホール用は図面左で、本体、室外機とも小ホールの上になります2階北西側となっております。また、基本的にはダクト等は現状のままで新たに設置する等の予定はございません。

主たる工事期間は、この10月から12月を予定しておりまして、昨年まで行っておりましたこの期間の行事等につきましては、前後へ日程変更したりするなどして各関係団体などと調整を図って進めておるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど御賛同賜りますようお願い申

上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議第43号 垂井町文化会館空調設備改修工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第44号 農業委員会委員の任命について
議第45号 農業委員会委員の任命について
議第46号 農業委員会委員の任命について
議第47号 農業委員会委員の任命について
議第48号 農業委員会委員の任命について
議第49号 農業委員会委員の任命について
議第50号 農業委員会委員の任命について
議第51号 農業委員会委員の任命について
議第52号 農業委員会委員の任命について
議第53号 農業委員会委員の任命について
議第54号 農業委員会委員の任命について
議第55号 農業委員会委員の任命について
議第56号 農業委員会委員の任命について
議第57号 農業委員会委員の任命について

○議長（角田 寛君） 日程第10、議第44号 農業委員会委員の任命についてから議第57号 農業委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第44号から議第57号 農業委員会委員の任命14議案につきましては、一括して提案理由を御説明申し上げたいと思います。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、新たな制度での農業委員等の選出を行うため、平成28年12月議会で既存条例を廃止し、垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定を行いました。来る平成29年7月19日に現の農業委員会委員の全員の任期が満了するのに伴い、新たに決定した候補者14名を適任と認め選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

14名の方々の住所、氏名を申し上げます。

議第44号につきましては、垂井町平尾194番地、市川正博氏。

議第45号につきましては、垂井町表佐1814番地の1、藤墳守氏。

議第46号につきましては、垂井町宮代849番地、田邊敏之氏。

議第47号につきましては、垂井町伊吹584番地、松岡繁樹氏。

議第48号につきましては、垂井町表佐1505番地、宮野勝氏。

議第49号につきましては、垂井町1552番地の1、中島輝芳氏。

議第50号につきましては、垂井町栗原1462番地の1、水野専次氏。

議第51号につきましては、垂井町岩手2429番地、高見哲郎氏。

議第52号につきましては、垂井町岩手1212番地、高木守氏。

議第53号につきましては、垂井町表佐1833番地、廣瀬利夫氏。

議第54号につきましては、垂井町表佐89番地の1、小野勝氏。

議第55号につきましては、垂井町敷原97番地、岡本平治郎氏。

議第56号につきましては、垂井町大滝206番地、岡本美智雄氏。

議第57号につきましては、垂井町府中855番地の2、高木茂司氏。

以上14名の方々について、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

お諮りいたします。

最初に、議第44号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第45号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第45号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第46号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第46号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第47号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第47号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第48号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第48号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第49号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第49号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第50号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第50号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第51号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第51号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第52号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第52号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第53号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第53号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第54号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第54号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第55号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第55号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第56号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第56号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第57号 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議第57号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成29年第4回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時07分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 栗 田 利 朗

会議録署名議員 丹 羽 豊 次